

会員通知 第24号
平成23年 4月18日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

内部統制府令の一部改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行い、平成23年4月22日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成19年8月10日内閣府令第62号）において、「重要な欠陥」の用語が「開示すべき重要な不備」へと見直されることに伴い、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則についても同様の用語の見直しを行うものです。

以上

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a f (略)</p> <p>a g 内部統制に<u>開示すべき重要な不備</u>がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出</p> <p>a h～a i (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年4月22日から施行し、同年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等 (会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a f (略)</p> <p>a g 内部統制に<u>重要な欠陥</u>がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出</p> <p>a h～a i (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>